

周南市監査委員 久行 竜二

周南市監査委員 岩田 淳司

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和4年6月17日に議長及び市長等に提出しています。）

1 監査の対象

選挙管理委員会事務局

2 監査の範囲

令和3年4月から令和4年1月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和4年4月26日（水）から令和4年6月17日（金）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

(2) 契約事務

ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。

イ 資格審査事務は適正に行われているか。また、適正化法に基づき参加資格及び名簿は公表されているか。

ウ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所、契約保証、危険負担、延滞違

約金、前払金、概算払等の特約その他契約の内容は適切か。また、公表を要する公共工事の場合、契約の内容を公表しているか。

(3) 財産管理事務

ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

イ 紛失、破損、盗難品、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。